表 1 免除等の所得基準額 (所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること)

	」		
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円		
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等		
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等		
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等		



※「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告書控 等でご確認ください。地方税法に定める障害者および寡婦の場合は、基準額が変わります。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	保険料納付要件
全額免除	算入される	8分の4が反映	
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	算入される
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予・学生納付特例		反映されない	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。また、免除等を受けた期 間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(=追納)ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。

★市民課国民年金係☎25-1 1 1 4 、支所市民福祉課☎72-1 3 3 3 、熊谷年金事務所☎ 0 4 8-5 2 2-5 0 1 2

市県民税のお知らせ

市県民税の申告相談

市県民税の申告が必要と思われる方に、申告を お願いする通知を8月中に発送し、申告相談を実 施します。

象校

- ①前年又は前々年に市県民税が課税されていて、 今年申告していない方(給与支払報告書、年金 支払報告書が市に提出されている方は除く)
- ②不動産収入又は報酬などがあり、申告していな い方

※所得税が課税される場合や、源泉徴収された支 払調書などがある場合は、税務署へ申告してくだ さい。

所得・課税証明書の発行

これから申告する方で、所得・課税証明書が必 要な場合は、申告後に発行します。申告の結果、

★課税課☎ 25-1123

課税になる場合、証明書の発行は市県民税の税額 決定後になります。申告後発行までに期間を要し ますので早めに申告してください。

扶養控除の確認

確定申告書又は給与支払報告書、年金支払報告 書に基づき、対象者へ扶養確認を行います。

市外の人を扶養している場合は、その住所地の 市区町村などへ被扶養者の合計所得などの確認を 行います。

対象

- ①重複して扶養をとっている方
- ※複数の納税義務者が同一の方を扶養親族とする ことはできません。
- ②扶養の記載があるが、その被扶養者を特定でき ない方
- ※確認の結果、扶養が取り消される場合がありま す。変更内容は、本人又は勤務先に通知します。



請は毎年度必要です



書を提出し

の四種類ありなりの四種類ありなり ルスと、保険斗り 書を提出いただき、承認を 一定額以下の場合は、申請 一定額以下の場合は、申請 の前年所得が ▼納付猶予制度 半額、 , (左頁表 4分の1

失業等による特例申請

主も含む)の (=特例申請) 失業等を理由とした申請 の所得について万(配偶者・世帯 の場合には

※両制度とも申請時点から 2年1か月前まで遡って申 請できますが、申請が遅れ ておくと、将来の老齢基礎 年金や病気・事故などによ る障害・死亡等の万一の際 に障害基礎年金や遺族基礎 の承認を受けられない恐れが ありますので、申請はお早 めにお願いします。免除等 の年金受給との関係は左頁 表2のとおりです。

持参するもの

用保険受給資格者証」「雇業したことのわかる「雇3特例申請をする人は、失 ①年金手帳又は 用保険被保険者離職票」 の知バ

(=退職日の翌日)

失業日 から翌々年の6月までです。を起算日として、その前月

国民年金保険料を納めることが難しい

ときには:

「免除」

「納付猶予」

申請の受付を開始

◆保険料免除制度

◆希望者は申請を

(分(令和元年7月~令和7月1日月から令和元年

6月)の申請受付を開(令和元年7月~令和

利用希望者は申

しましょう。

付猶予制度」を利用

猶予とな

き、承認されると保険料の合は、申請書を提出いただ前年所得が一定額以下の場本人・配偶者・世帯主の 納付が免除されます 免除される額は、 全額

くださ

の納付が免除となる

保険料 「保険

を納めることが経済的十度 1万6410円/

ときや

0 円 / 和 / 大 業

特例申請が可能な期間は

申請場所 できた。 こだま内) こだま内) (市役所 価祉課(アスピア 佼所1階)又は支 市民課国民年金

広報 ほんじょう 10